

＜延滞金の計算について＞

- 1 延滞金は、納期限又は申告納付期限が延長された法人に係る事業年度終了の日から2月を経過する日（以下「見込納付期限」という。）の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付税額が2,000円以上であるとき年14.6%（次表の左欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる期間にあっては、同表の右欄に掲げる率）の割合を乗じて計算した額です。

左 欄	中 欄	右 欄
期限内申告	納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%
期限後申告又は修正申告	見込納付期限の翌日から納期限までの期間	延滞率
	申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%
	見込納付期限の翌日から納期限までの期間	延滞率
更正又は決定	指定納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%
	見込納付期限の翌日から納期限までの期間	延滞率

(注) 延滞率 日本銀行の基準割引率に応じ、年7.3%から12.775%の範囲内
(参考) 延滞率は次の方法によって計算します。

$$7.3\% + \frac{7.3\% + 0.25\%}{0.25\%} \times 0.73\%$$

※基準割引率：日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率

- 2 (1)税額が2,000円未満の場合は徴収されません。
(2)税額が1,000円未満の端数がある場合は、これを切捨てて計算してください。
(3)延滞金に100円未満の端数がある場合は、これを切捨ててください。
(4)延滞金の金額が1,000円未満の場合は、徴収されません。
(5)修正の申告又は更正の通知をした日が本来の申告書を提出した日の翌日から1年を経過する日後であるときは、その1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日又は更正の通知をした日までの期間は延滞金の計算の基礎となる日から除かれます。ただし詐欺その他不正の行為によって町民税を免れた法人等が更正が行われることを予知して修正申告書を提出した等の場合は控除は認められません。

3 延滞金割合について

本則	特例	平成12年1月1日から平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
納期限から1ヵ月経過後	14.6%	特例なし	特例
納期限から1ヵ月以内	7.3%	商業手形の基準割引率 + 4 %	延滞金特例基準割合(注) + 7.3%
			延滞金特例基準割合(注) + 1.0%

(注) 延滞金特例基準割合とは、各年の前年に租税特別措置法第99条第1項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合。
※令和3年12月31日以前は、延滞金特例基準割合を特例基準割合と読み替えてください。

不明な点は、税務課へお問い合わせください。

TEL 0224(84)2113

納付場所

みやぎ仙南農業協同組合本・支店
仙南信用金庫本・支店
七十七銀行本・支店
川崎町役場
都市・地方銀行本・支店
東北六県のゆうちょ銀行(郵便局)
(手数料がかかる銀行もあります)

川崎町指定(代理)金融機関
みやぎ仙南農業協同組合川崎支店
仙南信用金庫川崎支店
七十七銀行川崎支店

川崎町指定(代理)金融機関
みやぎ仙南農業協同組合川崎支店
仙南信用金庫川崎支店
七十七銀行川崎支店

ゆうちょ銀行(郵便局)
(口座番号 02280-3-960285)
加 入 者 川崎町会計管理者
不明な点は、税務課へお問い合わせください
TEL 0224-84-2113

ゆうちょ銀行(郵便局)
(口座番号 02280-3-960285)
加 入 者 川崎町会計管理者
不明な点は、税務課へお問い合わせください
TEL 0224-84-2113